

様式第4号（第3条関係）

公文書不開示決定通知書

16吉福第336号

平成16年5月19日

榊原悟志様

吉良町長 山本 一



平成16年5月13日付けで開示請求のありました公文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、吉良町情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項	成年後見制度に係る町長による審判の請求に関する以下の文書。①審判の請求手続等の詳細（被後見人等対象者の決定基準等を含む）を定めた要綱、内規等。②審判請求及び成年後見制度活用に係る平成15年度及び平成16年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。③平成12年度から平成15年度の各年度ごとの審判請求実績（件数及び費用）を記した文書。
開示しないこととした根拠規定及び理由	① 要綱、内規等不存在。 ② 平成15年度、平成16年度予算なし。 ③ 平成12年度から平成15年度は、対象者無く実績なし。
担当課等	健康福祉部 福祉課 電話 0563-321111 内線 254

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、吉良町長に対して異議申立てをすることができます。